

高齢者のICT利用促進に向けた連携・協力に関する協定書

枚方市（以下「甲」という。）とソフトバンク株式会社コンシューマ事業統括営業第二本部第1営業統括部（以下「乙」という。）は、高齢者のICT利用促進に向けた連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、枚方市において高齢者が新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を実践することによって、できる限り質の高い生活を維持・確保できるようにするため、甲と乙が相互に連携・協力し、高齢者のICT利用を促進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 乙は、前条の目的を達成するため甲が企画・実施する事業に対し、可能な範囲で連携・協力するものとする。

2 乙は、前条の目的を達成するため甲と連携・協力し、みずから事業を企画・実施することができる。

3 前2項の事業に関する広報は、甲の負担で行う。ただし、乙がみずからの負担で広報することを妨げない。

4 この協定に基づき甲と乙が連携・協力して実施する事項（以下「連携・協力事項」という。）の詳細は、別紙募集要項及び業務要求水準にのっとり、甲乙協議して定めるものとする。

（連携・協力体制）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項を円滑に推進するため、あらかじめ担当者を定めて適宜協議を行い、情報共有、連絡調整等に努めるものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し、必要な変更を行うものとする。

（秘密の保持）

第5条 甲及び乙は、枚方市情報公開条例に基づく場合を除き、この協定に基づき知り得た事実を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。この協定が終了した後も、終了の理由の如何を問わず、同様とする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年（2022年）3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに甲又は乙から終了の申し出がない場合は、期間をさらに1年間延長し、その後も同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、
甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1
通を保有する。

令和3年(2021年)6月17日

甲 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号
枚方市
市長 伏見 隆

乙 東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
コンシューマ事業統括
営業第二本部 第1営業統括部
統括部長 寺崎 琢郎